2　施行令第三十九条の五十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十五第二項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する生産製造連携事業計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに農林水産大臣の当該生産製造連携事業計画につき米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による認定を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

（特定信頼性向上設備等の特別償却）

第二十二条の三十四　法第六十八条の二十六第二項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、法第六十八条の二十六第二項に規定する基幹放送事業者に該当するものが提出した放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの（同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載された法第六十八条の二十六第二項に規定する基幹放送設備又は特定地上基幹放送局等設備

二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、法第六十八条の二十六第二項に規定する基幹放送局提供事業者に該当するものが提出した放送法施行規則第百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画で同項の規定による総務大臣の確認を受けたもの（同条第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載された法第六十八条の二十六第二項に規定する基幹放送局設備

第二十二条の三十五及び第二十二条の三十六　削除

第二十二条の三十七中「第三十九条の五十六第七項」を「第三十九条の五十六第八項」に、「策定した」を「策定し、又は作成した」に改める。

第二十二条の三十八中「第三十九条の六十第三項から第六項まで」を「第三十九条の六十第一項から第四項まで」に改める。

第二十二条の三十九第八項第二号中「をする当該現物分配」を削る。

第二十二条の四十二第三項中「第三十九条の六十四第六項」を「第三十九条の六十四第七項」に改め、同項第一号中「第二十条の二十一第四項第一号」を「第二十条の二十一第五項第一号」に改め、同項第二号中「第二十条の二十一第四項第二号に定める」を「第二十条の二十一第五項第二号イに掲げる書類及び第二項に規定する国土交通大臣の証する」に改め、同項第三号中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第四号」に、「第二十条の二十一第四項第三号」を「第二十条の二十一第五項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第六十八条の三十五第三項第三号に掲げる建築物及び構築物　第二十条の二十一第五項第三号イに掲げる書類及び前項に規定する経済産業大臣の証する書類（同号に規定する工作物に該当しない構築物にあつては、当該経済産業大臣の証する書類）

第二十二条の四十二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第三十九条の六十四第五項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、経済産業大臣の当該建築物又は構築物が同項に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備されるもので同項に規定する連結法人が取得するものである旨を証する書類により証明がされたものとする。

第二十二条の四十五第一項中「同項の資源開発投資法人の」を「その」に、「同項の資源開発事業法人に」を「法第六十八条の四十三第二項第一号の資源開発事業法人（法第五十五条第二項第二号に規定する他の法人を含む。）に」に、「投融資等を」を「投融資等（以下この項において「投融資等」という。）を」に改め、「及び第四項」及び「又は債権」を削り、同条第二項中「又は債権」を削り、「若しくは法第六十八条の四十三第二項第六号ハに規定する資源開発法人又は当該債権を取得する連結親法人若しくはその連結子法人」を「又は法第六十八条の四十三第二項第一号の資源開発事業法人若しくは同項第二号の資源開発投資法人」に、「基づき同号に規定する」を「基づき当該資源開発法人」を「当該資源開発事業法人又は資源開発投資法人」に、「同号に規定する資源（第四項において「資源」という。）」を「同項第六号に規定する資源」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項から前項まで」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項第五号中「及び同項に規定する特定株式等の種類」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三十九条の七十二第九項」を「第三十九条の七十二第六項」に、「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十二条の四十八を削り、第二十二条の四十七を第二十二条の四十八とする。

第二十二条の四十六第二号中「とする連結法人」の下に「の名称及び納税地」を加え、「の名称及び納税地」を削り、同条を第二十二条の四十七とする。

第二十二条の四十五の次に次の二条を加える。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第二十二条の四十六　施行令第三十九条の七十二の二第三項に規定する財務省令で定める金額は、法第六十八条の四十三の二第一項に規定する計画の認定に係る申請書に添付された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十条第二項第九号に掲げる書類に記載された法第六十八条の四十三の二第一項の連結親法人又はその連結子法人により出資される資金の額とする。

2　法第六十八条の四十三の二第一項に規定する財務省令で定める期間は、同項に規定する認定新事業開拓投資事業計画に記載された経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第十条第三項に規定する特定新事業開拓投資事業計画の実施期間（当該認定特定新事業開拓投資事業計画につき法第六十八条の四十三の二第一項に規定する変更の認定があつたときは、同令第十二条第四項に規定する特定新事業開拓投資事業計画の実施期間）とする。

3　法第六十八条の四十三の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第六十八条の四十三の二第五項に規定する連結親法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

二　法第六十八条の四十三の二第五項の規定の適用を受けようとする連結法人の名称及び納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第六十八条の四十三の二第五項に規定する分割承継法人等（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四　法第六十八条の四十三の二第五項に規定する適格分割等（第五項において「適格分割等」という。）の年月日

五　法第六十八条の四十三の二第五項に規定する投資事業有限責任組合の名称

六　法第六十八条の四十三の二第五項の新事業開拓事業者投資損失準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

七　その他参考となるべき事項

4　施行令第三十九条の七十二の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する連結事業年度終了の日における法第六十八条の四十三の二第一項の連結親法人又はその連結子法人が締結している同項の規定の適用に係る同項に規定する投資事業有限責任組合（以下この項及び次項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次項において「投資事業有限責任組合契約」という。）の契約書の写し、同条第一項に規定する適用連結事業年度（以下この項において「適用連結事業年度」という。）終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の同条第一項に規定する計算期間（当該適用連結事業年度終了の日に終了する当該投資事業有限責任組合の同項に規定する計算期間（以下この項及び次項において「計算期間」という。）がない場合には、当該適用連結事業年度終了の日の直前に終了した当該投資事業有限責任組合の計算期間。以下この項において「適用連結事業年度直前計算期間」という。）